

令和2年度第3回 岩手県総合教育会議 会議録

1 開催日時

開会 令和2年12月21日(月)午後4時

閉会 令和2年12月21日(月)午後5時

2 開催場所

岩手県庁 3階 第一応接室

3 出席者

達 増 拓 也 知事

佐 藤 博 教育長

小 平 忠 孝 教育委員

畠 山 将 樹 教育委員

新 妻 二 男 教育委員

宇 部 容 子 教育委員

小 野 寺 明 美 教育委員

菊 池 哲 副知事(※オブザーバー)

石 川 義 晃 文化スポーツ部長(※オブザーバー)

佐 々 木 淳 ふるさと振興部長(※オブザーバー)

4 説明等のため出席した職員

梅津教育次長、渡辺教育企画室教育企画推進監、木村学校調整課総括課長

中川学校教育課総括課長、清川保健体育課総括課長、藤原生涯学習文化財課総括課長

岩渕生涯学習文化財課文化財課長、菅野主幹兼教職員課厚生福利担当課長

中村文化スポーツ企画室企画課長、岡部文化振興課総括課長

箱石ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長、中里学事振興課総括課長、嵯峨学事企画担当課長

5 会議の概要

(知事挨拶)

達増知事：令和2年度第3回になります、岩手県総合教育会議開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。総合教育会議は、岩手県の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策や児童・生徒の生命又は身体被害が生ずることへの対応等について協議するために設けられ、今年度は5月に定例会を、8月には臨時会を開催し、学校現場における新型コロナウイルス感染症対策など、意見交換を行って参りました。本日の会議であります、本県には、平泉の世界文化遺産をはじめ地域の誇りである様々な文化財がありますが、人口減少社会において文化財の保存や継承のための後継者の確保や体制の整備などが課題となっており、県では、文化財の保存・活用に関する「岩手県文化財保存活用大綱」を本年度内に策定し、文化財の保存・活用の取組を促進していく予定であります。本日は、本大綱の策定に当たり、本県文化財の保存・活用に関する期待などについて、意見交換を行いたいと思います。また、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、これまで児童生徒の安全・安心を第一に、教育現場での創意工夫によって学校の新しい生活様式に対応した取組が進められてきていますが、本日は、今後の対応の方向性などの報告が予定されています。本日も御忌憚のない意見をよろしくお願い申し上げます。

(協議事項)

岩手県文化財保存活用大綱の策定について

達増知事：それでは、3 協議事項「岩手県文化財保存活用大綱の策定について」説明をお願いします。

岩渕生涯学習文化財課文化財課長：それでは、岩手県文化財保存活用大綱の策定について、ご説明いたします。岩手県文化財保存活用大綱の策定について、資料をご覧ください。1の「策定の趣旨と経緯について」ですが、平成31年4月に改正で施行された文化財保護法の規定により、都道府県は「文化財保存活用大綱」、また、市町村は「文化財保存活用地域計画」の策定ができることとされました。これを受け、教育委員会では「岩手県文化財保存活用大綱」を策定することとし、昨年から検討会議の設置、市町村及び専門家等への意見照会などを行い、文化庁とも協議しながら、作業を進めてきたところでございます。当該大綱の策定については、「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプランー政策推進プランー」に位置付けているものであり、県が当該大綱を定めることにより、文化財の保存及び活用に関して、県の関係市町村等との一層の連携や、総合的な取組の推進が図られるとともに、市町村が策定する「文化財保存活用地域計画」に対する情報提供や助言等の支援効果が期待されます。

次に、2の「策定する計画の案の概要」についてでございますが、今回策定する大綱は、岩手県の文化財保護に関する基本的な方針を示し、県と市町村等が各種の取組を進める上での共通の基盤とすることを目的としております。また、本県文化財の成り立ちや特徴について、地域的観点を踏まえて整理するとともに、東日本大震災津波の経験に基づく文化財の危機管理等についても記載しており、本県の文化財の特質や経験を活かした「岩手ならではの」取組内容としているものです。

3の「策定スケジュールについて」でございますが、本計画の策定に当たりましては、専門家で構成される岩手県文化財保存活用大綱策定検討委員会における議論等を踏まえ、素案に反映させたところであり、今後パブリックコメント等を実施し、いただいたご意見等を踏まえて内容を修正、整理した上で、3月の教育委員会定例会において決定したいと考えております。

次に、大綱（素案）の概要についてですが、お配りしておりますA4の概要版をご覧ください。本大綱は、第1章では、大綱策定に至る体系と目的について整理し、対象とする文化財の規定について、法令や他の計画との関係性を示しております。また、岩手県の文化財の概要について、調査や指定状況を振り返りながら記載しております。

第2章と第3章では、文化財保存・活用の目指すべき姿の実現に向け、「保存・継承」、「調査・研究」、「活用・地域づくり」という3つを基本方針として、その実現に向けた方策と講ずる措置について整理しております。ここでは、未指定文化財の調査支援や、市町村が策定する「文化財保存活用地域計画」への支援などに加え、文化財の担い手確保と体制整備についても記載しているところです。

第4章では、文化財の防災と災害発生時への対応について整理しております。ここでは、文化財の減災・防災といった被災予防のための連携体制や被災した場合の文化財レスキューの体現策など、東日本大震災津波の経験を踏まえた文化財の災害対応全般について記載しております。

また、第5章では、文化財保護の推進に向けた体制等について記載しております。なお、概要版とは別に、大綱の素案を添付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。以上で文化財保存活用大綱の説明を終わります。

達増知事：それでは、委員の皆さんから、ご意見を伺いたいと思います。名簿順にお願いしたいと思いますので、小平委員からお願いします。

小平委員：5分ということなので、簡潔に申し上げたいと思います。岩手県は四国4県に相当する広大な地を有し、その広大な地域が、その時代時代、多種多様な多くの文化が形成され、遺産として残されています。その文化財の保存と活用は、少子高齢化・人口減少が続く今日において、重要な課題となっております。それは教育、文化、芸術のみならず、自然保護、観光、防災、人口問題と、今日の社会環境の急速な変化に全县で対応するためにも、大綱の策定は重要であると考えます。

素案については、第1章の目的から第5章の保存・活用の推進まで、素晴らしい内容となっていると

思います。ただ、補足という意味で、何点か意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目は、39 ページの「鉄づくり」のところですが、私は「鉱物資源」という観点で捉えた方がいいと思います。確かに、岩手県は鉄を中心として、それが世界遺産にはなっておりますけれども、実は日本の中で、古代から近世にかけ「金」を始めとして多くの鉱物資源が豊富に埋蔵し算出された地域です。その多くの鉱物資源の開発や使用が、今日の鉄という形の文化遺産に修練したものと考えられております。例を挙げますと、久慈市山形町では、乾電池の原材料となる二酸化マンガンを炭酸マンガン等の鉱山が存在し、近年まで産出しておりました。また、西和賀町湯田には、金、銀、銅、亜炭等の鉱山がありました。最終的には、銅の鉱山が特に繁栄して、一時は松尾村の硫黄鉱山に匹敵する街まで形成されたと記録が残されております。

2点目は、このような文化財の保存・活用に最も大きな役割を果たすのは、専門職員の配置ではなかろうかと思えます。残念なことに、文化財というものは昔から金がかかる、しかし利益にはならないということから、重要視されなかったのが現実でした。しかしながら、今日では文化財の活用というのは、教育や環境といった人々の将来に大きな影響を与えるような貴重な財産として再評価されております。この業務を担当する専門職員の果たす役割がますます重要となってきております。

ところが、残念なことにこの専門職員の配置がなされている市町村が多いとは言えないのが現状ではないかと思えます。

最後に3点目ですが、専門職員の配置と同時に専門職員の資質の向上を図るための研修と、県を中心とした連携の強化が大切ではないかと思えます。専門家がいなかったために岩手県における貴重な文化財として認識し活用がされなかった埋蔵文化財の例があります。

岩手県で小学生が見つけた石器の遺物から発見された西和賀町湯田の大台野遺跡ですが、この遺跡は、1万8千年前の旧石器時代の遺跡で、岩手県の旧石器文化の解明の第一歩となった遺跡でございます。忘れられた状態になっていましたが、先日、東北大学の文学部考古学教室で、この旧石器について再評価がなされ、そのために再調査を行いたいとの申し出があり、約1万点近い出土遺物が東北大学に搬出されたとのことです。何年か後に、この遺跡の全容が解明されることと期待をしております。

なお、大台野遺跡と遠野市達首部の金取遺跡は、岩手県に旧石器文化が存在したことが確認できた最初の遺跡であり、その後、今日まで旧石器時代の遺跡が岩手県内で多数確認されました。

このように、旧石器文化・縄文文化・弥生、古墳文化、そして現在というように繋がってきているわけですが、埋蔵文化財のみならず、すべての文化財を後世に正しく伝え生かす役割を担うのは専門職員であり、その配置と資質の向上が欠かせないと思っております。以上でございます。

達増知事：ありがとうございます。では、畠山委員をお願いします。

畠山委員：私は教育委員にさせていただいてたくさんの事を学びましたが、この文化財、地域の宝というものの大切さを改めて認識したことも、その一つでございます。今回、この大綱が非常に読み物としても面白いと思っております。特に12ページから41ページの辺りまで、岩手の文化財の概要をまとめていただいて、これは大人になっても教科書を読み直したいというニーズが一定数あると聞きまされども、まさに岩手のことを知りたいとなった時に、すごくコンパクトにまとめられていて、非常にこれをいろんな人に読んでいただきたいと思っておりました。

52ページでございます。目指すべき将来像として「多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」」というのは、本当に大賛成でございます。東日本大震災津波の際にも、地域の宝が多くの人々の行動力で守られたこと、そして今も修復作業が続いているということについては、本当に感動に堪えないという想いでございます。ただ、当時の混乱した状態のことを思い出しますと、今回の文化財と少し違うのかもしれないですが、埋蔵文化財調査と応急仮設住宅の設置などの件で、いろいろな意見があり、厳しい意見もあったと記憶しております。そのような中でも多くの方のご尽力ご努力で地域の宝を守ってきた、その成果と課題をまとめたというのは、とても意義のあることだと思っております。ぜひ、次の世代に残していきたいと私自身も思うのですが、冒頭の知事のお話にもございました人口減少社会でどう保存・活用していくのか非常に悩ましいことだと思っております。学校教育の中でも、地域の宝の大切さについていろいろな形で伝えられていて、残していく努力がなされているというのは、非常に心強いことだと思っております。あとは、私たち大人世代が、どのようにもう一度認識し

ていくかというところかなと思います。

これまでも県の取組として SNS での情報発信などがされていて、私も拝見しておりますけれども、さらにこれは盛り上げてほしいと思いますし、また、活用という意味では、今回文化スポーツ部さんも入って、県全体として取り組んでいくということ、特に、コロナの時代になって外から人を呼ぶということがなかなか難しい時代が続くかもしれないですけれども、改めて私たちが地域に目を向けて、県内で旅行をして、知るというチャンスでもあるというように思っております。修学旅行についても、県内で歩いて学び直すということは、とても素晴らしいことだと思っております。ここで、大人も含めて地域の宝を再確認して守り育て継承することに繋がってほしいという感想を持ちました。以上でございます。

達増知事：ありがとうございます。新妻委員お願いします。

新妻委員：私も小平委員さんや畠山委員さんと同じように、この大綱全体を見させていただいて、岩手の文化財の例示や数が、もちろん十分に伝わるものになっているということと、それを保護する必要性や意義についても、非常に訴えるものになっているのではないかと思います。どうしてかという、歴史とか自然の成り立ちから説き起こしているということ、それに加えて、これまでの調査・研究の成果を踏まえながら論が展開されているので、私にとっても県民にとっても分かりやすく説得力があるような大綱になっているのではないかと全体を通して思います。それから、これをベースに市町村とか所有者の方々についても、今後、保存活用地域計画というものを作るという方向になっており、本文中では「その一助」というような非常に謙遜した言い回しもありますけれども、私はこの大綱が市町村や所有者の方々の保存活用地域計画を作るときの根拠としても非常に意味があるし、また、作り方としても一つのモデルになるのではないかと思いますので、それだけでも高く評価できるのではないかと思います。

これは全体のことですけれども、中身についても 1、2 点お話をさせていただきたいと思います。一つは市町村による調査と文化財の活用というのが 31 ページ辺りから出てくるのですが、この中で特徴は、出来るだけ地域に根差した活用を目指すというようになっている。特に私が関心を持ったのは、観光資源として活用するというのは、従来から言われてきた面ではありますけれども、それに加えて、地域住民とか子どもたちの参加、教育を図りながら文化財を活用すること、地域づくりの一環というところを強くアピールしているのが、非常に良いのではないかと思います。だから、繋がりがづくりとかいろいろ言われますけれども、これが一つの武器になるのかなというように思っています。小平先生も言っていましたが、過去にどことは言えませんが、県内の市町村議会の傍聴をさせていただいたことがあります、議員の方の発言で、「社会教育や文化財で飯を食えるか」というような発言を聞いたことがないわけではありません。そういったことから言うと、すぐ金になるかどうかは別として、こういった地域づくりとか繋がりがづくりとか、あるいは観光だとか、いろいろな観点から文化財というものの意義とか価値を改めて見出していくということが大いに必要なことだと改めて認識させられました。

二つ目に、非常に私が注目している点は、岩手県の文化財の特質ということで、35 ページから 41 ページ辺りになりますが、文化財の捉え方を「境界性」、「自然の利活用」、「文化力」というような形で、三つの観点を強く押し出しているという点です。この観点自体に一定の独自性は見受けられると思うんですが、私はその中でも文化力に着目した、あるいは着目されている点が、ある意味岩手らしさと読めるのではないかと思います。それを全体的に歴史的に見ると、本文にもあるんですが、「本県の文化は復興文化とも言える文化」と言っています。理想郷実現という言葉も使っているのですが、その心はどこかで確実に受け継がれているのではないかと。文化財をそういった観点で評価をしているということが、私は非常にユニークであると同時に岩手県らしさというように捉えていいのではないかと思います。これを今日に広げて考えますと、先ほどご説明もあつたんですが、県民計画で幸福実現を一つの目標にしていますけれども、この理想郷の実現と幸福実現は、言葉は違いますが、やはり非常に似ている点がある。そういう点では大げさに言えば、歴史貫通的な考え方、あるいは思想のようなものを体現または表現しているという位置付けもできるような内容になっているのではないかと関心をしているところです。

ただ、今後に向けて、無いものねだりになっているかもしれませんが、2点ほど検討をお願いしたいことをお話させていただければと思います。文化財の所有者等が県や市町村の支援のもとで、保存活用計画を作っていくことが求められているということになると思います。これは5ページにも書いていますが、所有者等の個人もあるわけですので、あまり負担にならないような支援をぜひお願いしたいと思います。私の実家も築200年近くで保存指定を受けて、修理もできないというような話もあったので、我が事でもあるんですけれども、特に個人とか小規模市町村、先ほど専門職がないという問題もありましたけれども、指定返上したいとか指定受けたくないという声が上がっている部分もありますので、ぜひ県が主導的に支援ということを市町村に働きかけてほしいということが1点です。

それから、文化財の保存・継承について、今話したことと非常に似ていますけれども、県と市町村と所有者等がそれぞれの役割を果たすわけですが、連携しながら協働しながら取り組むことが大いに求められているということが強く打ち出されており、その通りだと思います。ただ、連携、協働の働きかけを誰がするんだとなると、個人所有者の方が市町村や県に対して呼びかけるというのは、不可能ではありませんけれども、荷が重いかもしれないという気も致しております。そういう点では、個人が所有する文化財もあって、その活用計画も作るわけですが、具体的な連携、協働に当たっても、県が出来るだけ主導的な役割を果たしていただければということをお願いしたいと思っています。

最後に、12ページと13ページを見ていただきたいのですが、12ページの最下段の下から4行目のところに、「南部北上山地は～」という文言が出てきますが、13ページの上から3行目右端、「南部北上山地は～」と全く同一のもので、おそらくこれは13ページに位置付くもので、12ページの方は重複ミスではないかと思っておりますので、後で訂正いただければと思います。以上です。

達増知事：ありがとうございます。それでは、宇部委員をお願いします。

宇部委員：はじめに、添付資料にありました県内の文化財の多さに驚くとともに、岩手の広い地域に根差した文化が受け継がれ、人々の精神的な拠りどころとなっていることを改めて感じました。大綱作成の膨大な作業、大変お疲れさまでした。国の改正文化財保護法を受けて、岩手県文化財保存活用大綱を策定することにより、市町村では県の助言や支援を受けやすくなり、文化財保存活用地域計画の策定が進むと思われます。貴重な地域の文化財が広く保存されるとともに、人々が地域の文化財に触れて活用する機会が増えることで、地域への誇りを持ち、後世に伝えていこうとする機運が高まるのではないかと思います。子どもたちが故郷を愛し、文化を継承することにも繋がると期待しております。

大綱においては、岩手の文化財の課題をもとに、保存・活用について基本的な方針が示され、保存・継承、調査・研究、活用・地域づくりの三つの視点をもとに、保存・活用のための方策や具体的な措置までが丁寧に記されております。今後の変化の激しく予測困難な時代に向けて、東日本大震災津波での被災をもとに、文化財の危機管理まで記載されたことは大変心強く、他県の参考になるものと思われまます。特に第3章の「文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」について、興味深く拝見いたしました。膨大な大綱が策定されても、活用されることが大切であると思いますので、具体的な措置が記載されたことにより、保存・活用が促進されるものと感じております。大綱の丁寧な説明と定期的な市町村との交流を通して、これを実際に活かしていければいいと感じております。

先日、二戸市の漆掻きが、ユネスコの無形文化遺産に登録されました。早池峰神楽、それから吉浜のスネカ等、民俗文化財など世界に誇れるものが岩手にあることを誇らしく思っております。高文祭での伝統芸能の発表や交流、大学生による民族芸能サークルの活動など、若者が理解を示し、継承しようとする姿も多く見られます。今回の大綱作成で、岩手の各地で脈々と受け継がれてきた多様な文化財が、地域の誇りとして次世代へ継承されるとともに、岩手の文化の高まりに繋がることを期待したいと思っております。

達増知事：ありがとうございます。それでは、小野寺委員をお願いします。

小野寺委員：それぞれの委員さんとお話が被るかもしれませんが、私の方からは、二つお話ししたいと思います。

ます。まず、基本方針である3本柱の「保存・継承」、「調査・研究」、「活用・地域づくり」についてです。この継承というものは、教育が大きく関わってくるものだと思いますし、岩手の財産は教育だと思っておりますので、これが岩手ならではの、文化保存も教育をベースとしていくべきではないかと思っております。小学校ではよく地域に飛び出して、地域の保存する建物から歴史を学んだり、そこで生きていた人々に想いを馳せたり、伝統芸能を学んだりと、どこの学校でもやっております。そういうものは、地域を大事にする心も育てますし、継承に繋がるものだと思いますので、引き続き地域で学ぶことは、学校教育としては必要ではないかと思っております。それが中学校になりますと、それに加えて、今度は主体的に動いて自らどんなものがあるのかという研究のような気持ちが湧き出てきますし、義務教育ではそこまでかなと思っております。そして「活用・地域づくり」についてですが、まさにここでは高校生と言いますか、若い力が必要なのかなと思っております。その地域の持っている宝をどのように活用すべきなのか、それを活用した上で地域づくりにどう活かすのか、アイデアを若者から引き出す、例えば「VR」とか、私もとても良いなと思っておりますので、そういうものを使って、より身近に広く伝えていくというのは、若い力のアイデアも必要なかなと思っております。観光のPRにも使えるのかなと思っております。そういうものがもしかしたら高校生にとっては、将来もっと研究しようだとか、将来の仕事にも結びつくというようなことにもなると思っております。

それから二つ目ですが、文化財の防災についてです。これは東日本大震災津波の時に、津波に流された文化財のニュースを見て、とてもとても悲しく思いました。それで一生懸命泥を払ったりだとか本当に丁寧に動いている方を見て、みんなで守るべきだなと、何もできない私でさえも応援しようという気持ちになりました。なので、これからまだまだ台風や火災など、さまざまな災害が起こると思っておりますので、そういうものが起こったときの対処、修復など、専門家の方に積極的に入っていただいてやるのが大事だろうと思っております。あと、優先順位があつて、まずは指定されたもの、それから未指定のものとなるのかもしれないけれども、資料を見ると未指定のものもたくさんありますので、そこはできる限りやっていたら良いのかなと思っておりますし、あとは何かあつてからではなくて、やはり備えも必要になってくるかなと思っておりますので、素人なのでどのようにすれば良いのかわかりませんが、「備える」という気持ちの方法も考えていくべきだと思います。以上です。

達増知事：ありがとうございます。最後に、佐藤教育長をお願いします。

佐藤教育長：策定するに当たりまして、担当課、それから担当者、大変苦勞しながら作業を進めていただいているところです。文化財に関しましては、各専門分野の方々が多くいらっしゃいます。そういった専門家の方々からの意見も取り入れながら、取りまとめの作業をしていただいております。また、本日この素案をお示しして、各委員さん方からも激励の言葉と言いますか、大変重要な内容であるということの評価をいただいたところです。この素案を、さらに内容について高めていって、本県の文化財保存活用大綱を作っていきたいと思っております。

今回、この素案の「はじめに」というところには、私の思いも盛り込みながら、挨拶文のような形で表現をさせていただいております。これほど地域の文化財が、地域振興であるとか地方創生に活かすことができるかけがえのない財産であるということが、再認識できたところでありまして、これが県民の皆さん、そして将来の岩手を支える子どもたちにとっても、非常に参考になる大綱になっていただければと思います。そして、地域振興に取り組む市町村にとっても活用していただければというように思います。本県の文化財、当然有形も無形もありますけれども、もっと大事なことは、地域の精神的な拠りどころ、結いの精神にも繋がる形になっているのではないかというように思います。地域コミュニティの形成にも資するものになっているということで、そういった取組を大事にしながら、今後も市町村とともに関係機関と連携しながら、取り組んでいきたいと思っております。

私の方からこの素案をまとめる中で、行間といいますか、若干書ききれない部分でお話をさせていただきたいのですが、53 ページのところ、基本方針1の方策の中で、文化財保存施設の確保というところで、既存施設の見直しや拡充を検討、あるいは収容スペースや適切な保管環境の確保に努めると、短くコンパクトにまとめているところですが、実はご案内のとおり岩手県立博物館は開設から40年を迎えて、ちょうど今年40周年でございました。それで、非常に老朽化が激しいということで、現在今後の在り方ということでも検討させていただいております。既に外部委員の方々からも

ご意見をいただいたりしてございまして、その中でご指摘いただいているのは、40年前の当時のままの内容であるということで、設備の老朽化が著しいということです。それから、バリアフリー化が必要であるとか、あるいは今の時代に合わせたデジタル化の対応も必要ではないかというようなご指摘もいただいております。そういった対応も柔軟にしていかなければならないところでもありますので、今いろいろとさまざまなご意見をいただきながら、県民の、本県の文化財を殿堂といいますか、そういったところの情報発信や学習というものの整備・拡充についても必要になって参りますし、それから、埋蔵文化センターでも多くの埋蔵文化財が出土し、その保管・管理も大変な状況になっているということも課題として挙げられてございます。

あまりここにはそのような生々しい表現はできないのですが、そういう課題も抱えながら、今後の本県の文化財の保存・活用に向けた取組について、本日各委員さんからもご意見をいただきましたので、参考にしながら対応について検討を進めて参りたい、そして大綱を正案にしていきたいと考えております。

達増知事：委員の皆さんから、大変良い意見をいただいたと思いますので、それを活かしながら、大綱の仕上げをしていけば良いと思います。また、出来るだけ多くの県民の皆さんに、この大綱そのものについても知ってもらって、岩手の文化財というものに、より親しんでもらい、自分のものにしていけるようにすれば良いと思います。

(報告事項)

新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について

達増知事：それでは、次に報告事項に進みたいと思いますが、「新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について」ということで、佐藤教育長から報告願います。

佐藤教育長：それでは、学校現場における新型コロナウイルス感染症対策等についてでございますが、これについては第1回の会議におきまして、ご議論いただいたところでございます。その後、国の衛生管理マニュアルが随時改訂されまして、それらの改訂を踏まえながら、学校において感染症対策に取り組んでいるところでございます。お手元に資料を配布させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について、ということでございます。県教育委員会における感染症拡大防止や学習活動については、現在の対応についてこのような形でまとめてございます。県の本部員会議でも報告させていただいておりますが、その中で主な衛生管理マニュアルの更新ポイントについて説明させていただいております。

まず、(1)のマニュアルの改訂につきましては、12月3日付けで文部科学省からの通知がありました。翌日4日には各県立学校、市町村教育委員会等に感染予防対策の徹底をお願いするということで通知をしたところでございます。(2)でございます。徹底管理マニュアルの主な更新ポイントでございますが、②でございます。感染拡大地域における学校教育継続の考え方について、小・中学校は、地域一斉の臨時休業は基本的には避けること。それから、中高生の感染の状況に応じたマスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動、部活動等もありますが、これを一時的に制限する対応を検討することなどが追記されてございます。それから、③でございますが、冬季の対策について、冬季でも可能な限り常時換気に努めること、あるいは本県のような積雪寒冷地では、室温が下がりすぎないように空き教室を活用して行う「二段階換気」等についても追記をされたところでございます。それから⑤でございますが、感染者が発生したときの臨時休業の考え方が整理されました。「感染者が発生したらまず臨時休業する」と対応を見直しまして、臨時休業の可否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限り行う旨が明記されました。それから⑥のその他としましては、体育の授業において身体的にリスクのない場合にはマスクを着用することや、給食等の昼食をとる場面での食事後の歓談時には、必ずマスクを着用するなどの留意事項が追記されてございます。

次に、2の学習活動(進路指導)も含まれますが、それへの影響と対応についてでございます。(1)は就職指導につきまして、ハローワークや県広域振興局の就業支援員との連携による、丁寧な進路指

導に努めるということ。それから、(2)進学指導でございますが、経済的な理由により進学等を断念することがないよう国の奨学給付金等の活用を進めるとともに、万が一学校が臨時休業となった場合も、学びの継続を図るために、高等学校及び特別支援学校高等部の3年生を対象に、オンライン学習支援サービスを導入しているところです。(3)の高校入試における感染防止対策でございますが、一般入試の当日時程を見直した上で、面接を実施しないこととしたこと。それから、受検生同士の間隔を空けた座席配置、トイレ出入口付近等への消毒スプレーの設置など、受検生が安心して受検に臨める環境を整えることとしております。

資料をめくっていただきまして、「学校現場における新型コロナウイルス感染症対策等について」のポンチ絵をご覧いただきたいと思っております。詳細の説明は以前にしているものの、改訂版になりますけれども、朱書きの部分、これが第1回の会議の際に説明した内容から変更になっている部分でございます。それから、左下のところでございます。ピンクのところでございますが、臨時休業に備えた学びの保障の項目を追記してございまして、先ほど説明しましたオンラインサービスの実施、あるいは全県立学校に無線LAN環境の整備を進めてございます。それから、緊急時貸出用のタブレット端末の整備も進めてございますので、それを記載してございます。教育委員会では関係機関と協力しながら、新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康、安全の確保を図ること及び教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、様々な対策や対応に取り組んできたところです。今後も児童生徒・保護者の理解と協力をいただきながら、感染症の防止対策を実施しまして、児童生徒の健康、安全を守りながら、教育活動を進めて参りたいと考えてございます。以上が、県教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策に係る取組の説明でございます。

達増知事：ありがとうございました。本件については、順番にご意見を伺うというのではなく、意見のある方は挙手して意見を述べていただきたいと思いますと思っておりますが、ご意見ございませんでしょうか。では、畠山委員をお願いします。

畠山委員：私からは、保護者の立場として少し述べさせていただきたいと思っております。また、子どもたちが学校に行けるということが非常にありがたいと思っております。スクールサポートスタッフの方も含め、教職員の方々の努力によって日常が保たれていることに本当に感謝しております。第1回の総合教育会議の際、示していただいたポンチ絵でいうところの「3 偏見や差別の防止」というところに、いろんな委員からも意見があったところだと思いますし、私もとても気になったところだったので、その点に絞って、今日は述べさせていただきたいと思っております。

今回、ポンチ絵で示していただいたところの、あらゆる教育活動において、機会を捉えて「いじめ」について考え話し合うことで、意識の啓発に繋げるとか、きめ細やかな対応や心のサポートについて、書いている点についてですけれども、私が聞き及んでいる限りでは、やはり学校現場ですごく頑張っていてくださっていると思っております。高い意識で職員の方々が一丸となって、丁寧に子どもたちにも保護者たちにも情報発信を続けていらっしゃると思っております。一例ですけれども、道徳の授業で新型コロナウイルス感染症について考えるということをやって、後の子どもたちの感想としては、「コロナより人間の方が怖いと思った」とか、「誰がかかってもおかしくないから、かかった人を受け止めてあげたいです」というようなものが出ていると聞いております。また、その他の機会で、医療従事者の方々について考える機会を作ったとも聞いております。そこでも、「医療に従事している方々、いつもコロナにかかった人たちを助けてくれてありがとうございます」とか、「医療に関わる人たちが苦勞して治療に専念してくれていることを誇りに思います」という感想が出ていると聞いております。さらには、クラスターが発生してからは、病院へ応援のメッセージを送ったりしているということも聞いていて、ギリギリのところ頑張ってきている医療従事者の方々の心の支えに少しでも繋がって欲しいと思うと共に、そのような活動が学校教育から出ていることに心が揺さぶられる思いでした。

あとは大人だと思います。実際にSNS等で、「〇〇に居るらしい」とか、「〇〇に勤めているらしい」ということが止まらない現実があると思っております。結局、子どもたちよりも大人なんだなということを、胸が痛む思いで見聞きしております。その点について、県ではLINEですとかTwitterで積極的に情報発信していただいていますし、知事ご自身の発信でもいろいろな情報が出ていて、それが

すごく有益だと思っております。今、県内で大変な状況になっている方々に敬意を表しながら、これからコロナの問題で学校に行くことが出来なくなるような子どもたちが絶対に出ないように、大人たちへの情報発信を引き続き継続していただいて、取り組んでいただきたいというように保護者の立場としては思っております。以上です。

達増知事：ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

宇部委員：冬季に入り、岩手県でも感染者が増して、学校関係者や子どもたちに少なからず影響が出ている状態ではありますが、県教育委員会をはじめとする関係諸機関や学校現場の素早い対応と日々の感染対策によって、学校からクラスターが発生していないことについて、心から御礼申し上げます。感染症対策の基本的な基本方針をもとに、各校で対応してきてくれたおかげではないかと感じております。全国的に感染者が急増している現状に予断を許さない状況ではありますが、今後も基本的な感染対策を徹底し、状況に応じて学校の教育活動を工夫しながら、学校の使命である子どもたちの健やかな成長と学びの保障を進めていくことが大切であると感じております。コロナ禍の中、県内の学校を何校か訪問いたしました。どの学校でも、子どもたちが落ち着いて学習している様子に心洗われる思いでした。

東日本大震災から間もなく10年を迎えますが、いわての復興教育の成果が、多方面において子どもたちの活躍となって表れてきていると思います。復興教育において進められてきた「いきる、かかわる、そなえる」の力は、コロナ禍をも乗り越えてくれるのではないかと感じております。新しい生活様式に対する柔軟な、そして前向きな対応とか、それから感染者、先ほど畠山委員さんもおっしゃった医療従事者、その家族に対する誹謗中傷については、子どもを取り巻く岩手の大人が、今こそ範を示す時だをつくづく感じます。国を挙げてGIGAスクールが推進されるに従って、岩手でもICTの環境整備が計画され、非常時におけるオンライン教育への道も見えてきました。一方、学校現場の負担の一つであるコロナ対策の消毒作業を行うスクールサポートスタッフについては、人員不足から、未だ配置の無い学校があると聞いております。教職員の指導の充実と子どもたちの学習の保障のためにも、一日も早く県下全学校に配置されることを願いますし、可能であれば来年度もそれを継続していただきたいと思っております。以上です。

達増知事：ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。それでは、時間にもなっておりますので、「5 その他」に進みます。

(その他)

達増知事：「5 その他」。何かございますでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、偏見、差別、誹謗中傷の部分、やはり大人たちへの対策が大事だと思いますので、県としても粘り強くやっていきたいと思っております。思いやりの気持ちというものが、あらゆる感染対策の基本にあるべきで、そこから人にうつさないようにしようとか、自分もかからないようにしようというようになっていくと思っておりますし、ある種の岩手らしさを伸ばしていくようなことでもあると思っておりますので、偏見、差別、誹謗中傷の防止ということに力を入れていきたいと思っております。

それでは、本日の岩手県総合教育会議を終了致します。誠にありがとうございました。